

別表第1(第2条関係)

一定以上の伐採の考え方

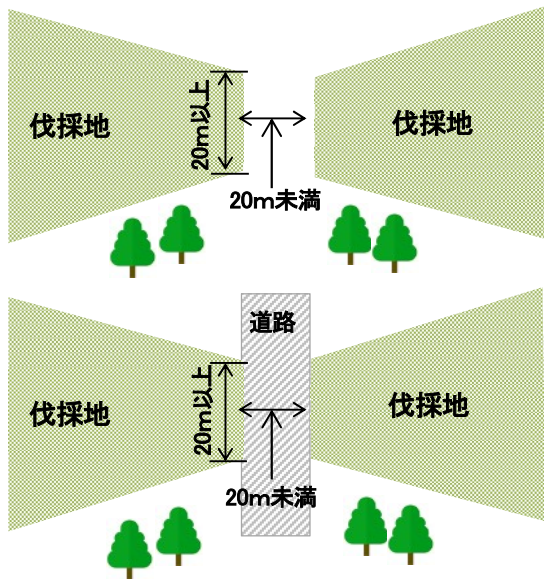
伐採箇所が点在するなど、一定以上の伐採の考え方については次のとおりとする。

立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地(連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離(当該伐採跡地間に介在する森林(未立木地を除く。))又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。)が20m未満に接近している部分が20m以上にわたっているものを含む。)をいう。(例1)

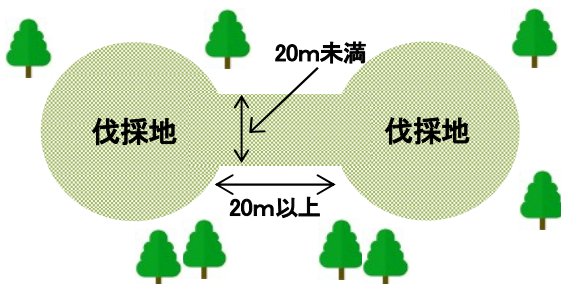
ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20m未満であり、その部分の長さが20m以上にわたっているものを除く。(例2)

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20m未満であるもの及びその幅が20m以上の部分があってもその部分の長さが20m未満であるものについては、令別表第2の第2号(1)口の規定は適用されないものとする。(例3)

(例1) 1箇所となるもの



(例2) 1箇所とならないもの



(例3) 1箇所当たりの皆伐限度面積の適用が除外されるもの

